

# 新規事項

## 1 直轄事業の新規着工要求海岸

海岸名	事業期間	総事業費
下関港海岸	H20～H29	約135億円

事業内容	<p>下関港海岸においては、平成11年に発生した大規模な高潮被害をはじめ、越波による国道の通行禁止、高潮による家屋の浸水など台風による被害が毎年のように発生し、背後住民及び背後に立地する企業、地域の主要幹線道路に大きな被害を与えている。また、当海岸は、地震に対して脆弱な地域であり、地震により大規模な液状化が発生すれば、既存施設に著しい変形が生じ、地震後の津波や台風等による甚大な被害や近接する関門航路への影響が危惧されているところである。</p> <p>このため、道路事業との連携により、海岸防護機能の確保を目的とした高潮対策を行い、甚大な人的・経済的被害を防ぐ。</p>
------	---

海岸名	事業期間	総事業費
和歌山下津港海岸	H20～H31	約260億円

事業内容	<p>和歌山下津港海岸海南地区は、紀伊水道に面したリアス式海岸の湾奥に位置し、その地形的特性からこれまで昭和南海地震やチリ地震等による津波浸水被害を度々被っている。また、今後30年以内に50～70%程度の確率で発生が予測されている東南海・南海地震等においては、現状の防潮高さを遙かに超える津波が襲来することが予想されている。</p> <p>当海岸の津波浸水予測地域には、行政・防災機関や主要交通網があることから、人的被害はもとより、発災後の危機管理体制や緊急輸送ネットワークの確保に大きな影響を及ぼすとともに、復興の長期化が懸念されている。加えて沿岸部には鉄鋼、電力等の多様な産業集積地が形成され、我が国の経済への影響も懸念される。</p> <p>このため、抜本的な津波浸水対策を行うことにより、甚大な人的・経済的被害を防ぐ。</p>
------	---

海岸名	事業期間	総事業費
新潟港海岸	H20～H33	約138億円

事業内容	<p>新潟港海岸西海岸地区については、汀線の後退に対して昭和61年から直轄海岸事業により面的防護工法による侵食対策を行ってきたが、西海岸地区に隣接する区域についても同様に侵食が著しく、老朽化した護岸の倒壊や背後地への越波被害の発生が危惧されている。</p> <p>このため、直轄海岸事業区間を延伸し、面的防護工法による海岸整備を行うことにより、失われた砂浜の復元と背後地域の安全を確保する。</p>
------	---

## 2 補助事業の新規着工要求海岸

高潮や海岸侵食等からの防護、老朽化した海岸保全施設の改良等を目的に、補助事業として新たに15海岸を要求する。

事 項	合 計
高 潮 対 策	11
侵 食 対 策	3
海 岸 環 境	1
合 計	15

## 3 新規制度等

### 海岸堤防等老朽化対策緊急事業（新規）[ 海岸省庁共同要求 ]

老朽化により海岸堤防・護岸等の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生する恐れがある海岸において、緊急的な老朽化対策を実施するための「老朽化対策計画」に基づき、堤防・護岸等の老朽化調査、老朽化対策工事を行う老朽化対策緊急事業を創設する。

### 海岸環境整備事業の拡充 [ 海岸省庁共同要求 ]

海岸環境整備事業を拡充し、複数の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえて近隣市町村や関係者が協働して策定する「海岸利用活性化計画」に基づき、計画で必要と位置付けられた海岸保全施設や附帯施設の整備を補助し、附帯施設の事業費の範囲制限を廃止する。

### 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充 [ 海岸省庁共同要求 ]

大量のゴミや流木等の漂着範囲が海岸保全区域相当広範囲に及んでいる現状に鑑み、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる海岸とする等、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。

### 直轄港湾等災害復旧事業の対象範囲の拡充

川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点について、復旧作業を可能とするため、直轄港湾等災害復旧事業の対象を拡充し港湾環境整備施設（基幹的広域防災拠点）を追加する。